

第 8 号議案

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及びふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年ふじみ野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 6 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

令和 7 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、条文を整理するため、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及びふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。